

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項等」という。）に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の項等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法又は老人保健法（昭和57年法律第80号）その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、<u>食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、生活療養標準負担額（食費分に係る額の2分の1に相当する額を除く。）</u>、他の法令の規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法又は老人保健法（昭和57年法律第80号）その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、<u>入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額</u>、他の法令の規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p>
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。<u>ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</u></p>
<p>(1)</p> <p>ア <u>他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者</u></p> <p>イ <u>他の市町村から障害者自立支援法附則第21条第1項又は第22条第3項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、旧法指定施設（身体障害者更生援護施</u></p>	<p>(1)</p> <p>ア <u>他の市町村から身体障害者福祉法第17条の10第1項の規定により、入所による施設訓練等支援費の支給を受けている者</u></p> <p>イ <u>他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第3項の規定により、身体障害者更生施設等に入所を委託している者</u></p>

設又は知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮を除く。））に入所している者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児施設給付費の支給を受け、指定知的障害児施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該施設への入所前に本市内に住所を有していた者を除き、対象者が18歳未満の者にあつては、対象者の保護者が障害児施設給付費の支給を受け、本市内に住所を有する者を除く。）

(2) 本市から障害者自立支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助又は共同生活介護を行う住居への入居者を含む。）

(3) 本市から障害者自立支援法附則第21条第1項又は第22条第3項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている旧法指定施設（身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮を除く。））に入所している者

(4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の

ウ 他の市町村から知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定により、入所による施設訓練等支援費の支給を受けている者（知的障害者通勤寮入所者を除く。）

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、知的障害者更生施設等（知的障害者通勤寮を除く。）に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

オ 他の市町村から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による共同生活援助に対する訓練等給付費又は特別訓練等給付費の支給を受けている者

カ 他の市町村長が知的障害者福祉法第15条の32第1項の規定により、共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者

(2) 本市から身体障害者福祉法第17条の10第1項の規定による施設訓練等支援費の支給を受け、本市の区域外に設置されている身体障害者更生施設等に入所している者

(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第3項の規定により、本市の区域外に設置されている身体障害者更生施設等に入所を委託している者

(4) 本市から知的障害者福祉法第15条の11第

規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児施設給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定知的障害児施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該施設への入所前に本市内に住所を有していた者に限り、対象者が18歳未満の者にあつては、対象者の保護者が障害児施設給付費の支給を受け、本市内に住所を有する者に限る。）

(9) その他市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者

(2) 児童福祉法第6条の3に規定する里親に委託されている者

1項による施設訓練等支援費の支給を受け、本市の区域外に設置されている知的障害者更生施設等（知的障害者通勤寮を除く。）に入所している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている知的障害者更生施設等（知的障害者通勤寮を除く。）に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(6) 本市から障害者自立支援法第29条又は第30条の規定による共同生活援助に対する訓練等給付費又は特別訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害者支援施設に入所している者

(7) 市長が知的障害者福祉法第15条の32第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居への入居にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。